

第2期第3回 横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成26年11月13日（木）
午後5時00分から午後7時00分まで
関内中央ビル3階3B協議室

第2期 第3回 横浜市税制調査会

平成26年11月13日(木)
午後5時00分から午後7時00分まで
関内中央ビル3階3B協議室

税制課長 それでは税制調査会を開会させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、本日の会議の開会にあたりまして、定足数と会議の公開について、ご報告させていただきます。

横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員がご欠席となっておりますが、委員4名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は財政局長の鈴木も出席する予定でございましたが、公務のため欠席します。大変申し訳ございません。

次に、会議の公開についてですが、要綱第8条の規定により調査会の会議は公開するものとされ、要綱第10条の規定により調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

今回につきましては、前回同様に、次期企業立地促進施策の内容については、まだ不確定な部分ももちまして、あらかじめ座長から非公開のご判断をいただいておりますので、本日は非公開とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの進行は座長にお願いします。

座長 それでは、引き続きの懸案でございますが、企業立地促進施策に入らせていただきます。まずは、資料等本日進める部分についてご説明いただければと思います。

税制課長 それでは、まず資料1をご覧ください。

横浜市企業立地促進施策に関する論点整理メモとまとめさせていただきます。

お捲りいただきますと、まず企業立地促進施策に係る税制の検証、前回までのまとめとさせていただきます。これは前回前半までのご議論のところ、施策の改正についてのまとめをさせていただきました。その内容を簡単に記載させていただいています。内容としては、まず一点目。

助成金を出し、かつ他の納税者にとって不公平となる税金の軽減を行ってきたが、それを上回るだけの効果があったということは認められるということ。

二点目で、しかし、日本全体の経済状況等を考慮したとしても、効果の発揮の仕方については、落ちているということは間違いがないところであるから、次期施策に向けては、より効果的な支援策を検討する必要があると考えること。

このようなまとめとなっております。

これをふまえ、後段部分で、企業立地促進施策の今後の方向性をご検討いただきました。その際に出た主な視点ということでまとめさせていただきます。

より具体的な支援策を検討の視点ということで、一点目は。

効果を見た上で、仮に効果が少ない場合に、手段が適切だったのか、あるいは公平性は保たれていたか等について、再度検討すべきであるということ。

二点目は、誘致数自体が落ちていることに関連しまして、これまでの軽減策よりは、インセンティブを付けたほうがアピール力もあるということが認められること。

三点目は、次期施策について、成長目標業種などで差別化を図っていくことによって、より効果的な軽減策を検討すべきである。

こうした視点、ご意見がありました。これを踏まえまして、経済局の方で再度資料の提示がありますので、続いて経済局の説明をお願いします。

誘致推進課長

経済局誘致推進課の渡辺でございます。よろしくお願いします。

それでは、企業立地における税制の活用について、前回の各委員のご意見ご議論を踏まえながら、資料の説明をさせていただきます。

スクリーン又はお手元の資料をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、おさらいになりますが、現行の企業立地促進条例の目的を掲載させていただいております。企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とした制度となっております。

次に、企業を認定するにあたっての評価基準ですが、次の2点となります。

1点目は、企業立地等が横浜市経済の発展に寄与すると認められることということで、判断のポイントとしては、雇用者数、経済波及効果、業務・生産・研究機能強化、税収効果等となっております。

2点目につきましては、資金計画が経営状況に照らして適切であることということで、収益性や健全性等を評価させていただいております。

次に、4ページでございますが、前回、企業立地支援制度の全体像や千葉市との比較も話題になりました。このため、今回、支援制度の全体的な体系をまとめさせていただいております。

まず、赤い点線の枠でございますが、こちらが、主に大規模な立地に適用させていただいております、現行の企業立地促進条例の内容でございます。それから、青い点線の枠が重点産業立地促進助成となっております。

企業立地促進条例につきましては、固定資産取得型とテナント型となっております、重点産業立地促進助成につきましては、テナント型のみとなっております。

制度の内容について、簡単にご説明いたします。固定資産取得型における対象地域、対象施設につきましては、記載のとおりでございます。投下資本額に応じて、税軽減や助成金の交付をしております。テナント型につきましては、条例と重点助成がございます。対象地域につきましては、条例の方では、業務系の5地域となっております。重点助成の方は、横浜市全域となっております。また、対象機能につきましては、条例では、本社、研究所となっておりますが、重点助成は、医療・健康、環境・エネルギー、IT、その他新技術等を営む事務所等となっております。また、従業者数につきましては、条例は100人以上となっておりますが、重点助成は、床面積100㎡以上又は従業員5人以上と比較的小規模な立地が対象となっております。また、支援内容につきましては、条例は法人市民税相当額を最大4年間、上限額は年1億円となっております。重点助成は賃料相当分で、上限額300万円から2,000万円の助成金となっております。

下に参考で、これまでの条例・重点助成の認定件数を載せています。

5ページをご覧ください。

まず、固定資産取得型の支援メニューでございますが、現行条例では、税軽減として、5年間、固定資産税・都市計画税の税率が2分の1となっております。また、助成金につきましては、投下資本額に応じて交付しております。投下資本額が、中小企業の場合は、1億円以上5億円未満、大企業の場合には、10億円以上50億円未満の場合は、税軽減のみとなっております。それに加えて、投下資本額が、中小企業の場合5億円以上、大企

業の場合は50億円以上で、助成金が交付されます。助成金の助成率、上限額は記載のとおりとなっております。

6ページは、テナント型でございます。

こちらにつきましては、支援メニューとしては従業者数・面積に応じた助成金となっております。5人以上又は100㎡以上の場合には最大300万円、30人以上又は300㎡以上の場合には最大2,000万円の助成金が交付されます。これらにつきましては、重点産業立地促進助成です。

右側の100人以上の場合には、最大3億円、グローバル企業の場合には4億円の助成金が交付されます。こちらは企業立地促進条例となります。

7ページをご覧ください。

前回の税制調査会で、エリアごとの表はないのかとご指摘を受けましたので、今回、対象地域ごとの表を出させていただいております。業務系、工業系におきまして、件数、投資額、支援額、税収額を示しております。

例えば、業務系の方で申し上げますと、みなとみらい21地域につきましては、件数は8件、投資額約1,900億円、支援額約165億円、税収額約383億円となっております。工業系の一番上、京浜臨海部につきましては、件数20件、投資額約814億円、支援額約73億円、税収額約168億円となっております。一番下の合計を見ていただきますと、投資額は約4,900億円、支援額は約431億円、税収額は約970億円となっております。

8ページをご覧ください。

前回、効果の検証というお話がありました。数字としては出ない部分で、企業立地促進施策による副次的な効果として、3つの典型的な例をお示しさせていただきました。

まず、1点目は、本社の進出による横浜のブランド力の向上の事例です。日産自動車、ジョンソンコントロールズ、JXエンジニアリング、富士通コミュニケーションサービス、岩井の胡麻油等々の本社にきていただきました。2点目でございますが、ある企業の進出によりまして、関連企業の更なる進出があった事例です。ジョンソンコントロールズに続いて服部板金工業、富士ゼロックスに続いて富士ゼロックス情報システムに進出いただいております。富士通エフ・アイ・ピーにつきましては、富士通グループの進出事例になりますが、富士通エレクトロニクス、富士通ネットワークソリューションズ、富士通コミュニケーションサービス、PFUに進出いただいております。3点目ですが、同一企業内における他部署の更なる進出ということで、ジョンソンコントロールズにつきましては、みなとみらいに本社が進出後、金沢地区に研究所の立地がありました。

9ページをご覧ください。

企業立地促進条例の対象地域の本市政策上の位置づけについて、ご説明します。ここに記載しております9つある地域の中で、MM21、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部につきましては、次期施策において重点地域に位置付けております。地図をご覧ください。ピンクの星については国家戦略特区の独自提案、オレンジの星については成長分野育成ビジョンの産業拠点、グリーンの星については、国際戦略総合特区の指定区域となっております。その中で、前述の4地域につきましては、2つ以上の星がついており、様々な政策の拠点として位置づけられているということで、重点地域として位置付けています。

10ページをご覧ください。

重点地域において力を入れたい分野・機能をあげています。

機能につきましては、本社・研究所、分野につきましては、環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICEとなっております。

上段の業務系地域のMM21地域につきましては、成長分野育成ビジョンで、観光・MI

C Eの強化、成長分野の本社機能集積を推進する地域となっております。また、横浜駅周辺地域につきましては、国家戦略特区を活用した国際的ビジネス拠点の形成を推進する地域であるとともに、成長分野育成ビジョンで、観光・M I C Eの強化、成長分野の本社機能集積を推進する地域となっています。

下段の工業系地域ですが、京浜臨海部地域につきましては、成長分野育成ビジョンで、研究開発拠点としての機能強化、環境・エネルギー分野の拠点の形成を推進する地域となっております。また、臨海南部工業地域につきましては、成長分野育成ビジョンで、医療関連企業・研究開発機能の集積を推進する地域となっております。また、両方に共通するものとして、国際戦略総合特区を活用したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出がございます。

11 ページをご覧ください。

次期企業立地施策の取扱いですが、企業立地促進条例を一部改正し、適用期間を延長することを考えております。

支援内容のイメージですが、これまで申し上げたとおりでございますが、固定資産取得型については、税制の活用ということで、固定資産税・都市計画税の活用を継続していきたいと考えております。助成金につきましては、建設投資に係る一部費用への助成ということで、本市計画や現状を踏まえた見直しを行っていきたくて考えています。また、テナント型ですが、法人市民税の相当額への助成につきまして、本市計画や現状を踏まえた見直しを行っていきたくて考えています。

12 ページをご覧ください。

次期企業立地促進条例の方向性ということで、固定資産取得型でございます。

ポイントが4つありまして、1つ目は、特定の地域、分野・機能を掛け合わせ、助成率を上乘せします。2つ目は、MM21、横浜駅周辺について、上限額を上乘せします。3つ目は、観光・M I C E施設への支援を導入します。最後に、4つ目として、特徴ある賃貸業務ビルに対して、支援を再導入します。

観光・M I C E施設への支援内容でございますが、枠で囲っている部分になります。1つ目は、ホテル、または大規模集客施設が賃貸業務ビルに入っている場合に支援するというもので、MM21 地区、横浜駅周辺地区を対象地域と考えています。ホテルにつきましては、ハイグレードなものを想定しています。また、2つ目として、大規模集客施設につきましては、三井ビルに入っております原鉄道模型博物館のようなものを考えています。また、大規模集客施設については、企業が自社で設置することも対象とすることを考えています。大規模集客施設単独のものは、MM21 地区を対象地域と考えています。例えば、この大規模集客施設は、カップヌードルミュージアムのようなものを考えています。

13 ページをご覧ください。

前のページのポイントを図示しました。

まず、左側は現行制度でございます。現行制度では、全9地域につきまして一定の助成率とさせていただきます。一番下の事務所の6%から本社・研究所の10%までは上限額20億円となっております。一番上の多国籍企業の本社・研究所の場合、助成率は15%、上限額30億円となっております。右側をご覧くださいますと、次期施策案となっております。1つ目、賃貸業務ビルへの支援を再導入したいと考えています。また、観光・M I C E施設への支援導入、それから、上限額の上乗せ、特定の地域、分野・機能を掛け合わせ、助成率を上乘せしていきたいと考えています。その下の赤く囲んでおります、MM21・横浜駅・京浜・臨海南部につきましては、重点地域として設定していきたいと考えています。黄色い枠のところをご覧くださいますと、重点地域以外については助成率を引き下げる等、

メリハリをつけると共に、財政負担を軽減していきたいと考えています。最後に、一番下にございますが、税軽減につきましては現行制度を継続させていただきたいと考えています。

14 ページをご覧ください。

テナント型について、ポイントをご説明します。

まず、1つ目、対象地域につきましては、工業系重点地域の京浜臨海部、臨海南部を追加しました。これにより、工業系重点地域におきましても研究開発拠点の形成が促進されることを目指しています。

また、2つ目、MM21、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部につきましては助成期間を延長しようと考えています。ビジョンに掲げる産業拠点について魅力あるインセンティブを設定することにより、テナント誘致を促進していこうと考えています。

3つ目です。外資系企業に対して助成期間を延長したいと考えています。

知名度の高い外資系企業の立地により、横浜のブランド力の向上が図られると同時に、外資系企業にインパクトのあるインセンティブを与えることで、テナント誘致が促進されると考えています。東京に次いで、外資系企業が多い横浜市の優位性を活かし、さらに外資系企業の集積を進めていきたいと考えています。

15 ページをご覧ください。

テナント型のポイントを図示したものが下の図です。

左側は現行制度です。支援内容としては、法人市民税法人税割相当額の助成金を、年上限額1億円の交付となっています。地域につきましては、業務系全地域。期間につきましては、3年間。特例につきましては、多国籍企業特例として、助成期間をプラス1年となっています。

右側が次期施策案です。

支援内容につきましては、現行どおりと考えています。地域につきましては、先程申し上げましたとおり、工業系の京浜臨海部、臨海南部を対象地域に追加したいと考えています。期間につきましては、現行3年間である助成期間を延長したいと考えています。

また、特例としまして、外資系企業に対する助成期間の延長を考えております。

私の説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

座 長 ありがとうございます。

本日は中身についてご審議をいただくわけですけれども、まずこの先の目安を事務局にお伺いしたいのですが、後ろの日程からして、どのくらいの審議が可能なのか。あるいは、この先何回できるのか。教えていただくとありがたいのですが。

税 制 課 長 本日のご議論である程度のとめができるということでしたら、本日で議論を漸次終了させていただきまして、12月の会議までの間に報告書を作成させていただき、ご確認をいただければと思っています。

座 長 予定からすると、中身についての意見があるとすれば今日中にまとめた方がいいということですか。

税 制 課 長 はい。

座 長 委員の先生方そういうおつもりで、お願いをしたいと思います。これまで2回ほどやってきましたけれども、これまでの効果をどう評価するかに重点を置いてきましたが、前回の半分くらいからこの先の話がでてきて、最初の内はぼんやりしていましたが、それについてだいぶ明確化していただいているところです。本日も細かいところが分からないので、どこまで言えるかですが、方向性としていかがなものかということについて、御意見いただければと思います。おおまかに申し上げますと、12ページ以降のところ少し方向

性が出てきているところで、特に 12 ページの 4 つで赤字で書いてあるところを観光 M I C E の説明だと思っていただければ結構です。ここの中で、ハイグレードホテルと言及いただいたのですが、このあたりも分からないものがありますので、疑問があればお出しただければと思います。

方向性からすると、ほぼ前回と同じと考えていただいて結構です。いかがでしょうか。特に〇〇先生、前回いらっしゃらなかったもので、分からないところがあれば御質問いただければと思います。

〇〇委員 5 ページですが、下段の固定資産取得型の中身、現行制度ですね。確認させていただきたいのですが、投下資本額が左側のボックスに 4 つ分類されているのですが、中小企業と大企業のカテゴリはどうやっているのですか。根拠になるような施策や要綱があるのですか。金額を資本金ベースで割っているか、従業員数で割っているか。

成長戦略推進部長 中小企業の基準は、中小企業基本法に定められております。中小企業基本法の中に、製造業や非製造業などの業種ごとに基準が定められており、それに則って判定しています。

〇〇委員 市独自の基準を作っているわけではないということですね。

成長戦略推進部長 はい。

〇〇委員 それを超えているのが大企業という扱いなんですね。

成長戦略推進部長 はい。

〇〇委員 7 ページのところ、同じく固定資産取得型のところ、地域ごとということで、中身をいくつか教えていただきたいのですが、業務系の港北ニュータウンのところ、600 億円もの投資額がでていっているのはどういう内容なのですか。

誘致推進課長 港北ニュータウンの場合は、内陸部ということで、データセンターの立地が多いです。その投下資本額がかなり大きいです。

〇〇委員 どのような会社が入っているのでしょうか。

誘致推進課長 富士通系になります。

〇〇委員 港北と言っても、東横線沿線ではないということでしょうか。

誘致推進課長 地下鉄の走っている所です。

〇〇委員 中川とかあちらのほうですね。

誘致推進課長 そうです。

〇〇委員 座長にお伺いしたいのですが、例えば、今のデータセンターなどの一覧表があると思いますが、企業側の投資額が、MM21 では 1,900 億円あると思いますが、色々市側からかさ上げしてあげて税金が約 380 億円市に入っている、支援額は約 165 億円だから倍くらいの税金があって、支援額くらいは、十分回収していると見えるのですが、本当にそう見えていいのでしょうか。

例えば、税の軽減額でいうと市税ベースで言えばそうかもしれないけれども、市税で 44 億円軽減した分はどこにいくのかという、35%は法人税で国に入っているだけだから、残りの 65%しか企業の手元には残っていない。

それから助成金というのは、5 ページのところの話ですけれども、投下資本額のしぼりはあるのですか。固定資産しか取得してはだめだということか、それとも株買っていいのでしょうか。

誘致推進課長 投下資本というのは、土地を購入する、あるいは建物を建てることをいいます。

〇〇委員 新規の固定資産の取得に関して、税軽減したり助成金を出したりすることなのではないでしょうか。

そうすると、圧縮記帳で国庫補助金に対する課税が繰延になっているから、簡単に言う
と償却期間に渡って、国の方で課税するわけです。そうすると、助成金 120 億円うっている
わけなのだけれども、償却期間が 10 年の固定資産だと毎年 12 億円国にあげているとい
う話になるわけです。

たまたまキャッシュフローとしては 120 億円、横浜市から入ってきたかもしれないけれ
ども、減価償却額が法人税サイドで圧縮記帳やりますから、仮に減価償却期間が 10 年と考
えると、毎年 12 億円償却額が少なくなって、国が税収額をその分もっていく。減価償却額
は 12 億円少なくなるので、7 億か 8 億くらいが手元に残って 4 億くらいが税収でいって
いる。そういうことですね。

だから先程の税軽減額のところの 35%と、助成金の減価償却期間で割った分の 35%が国
の方に入ってしまったいて、納税者の手元に残っていない。

そうすると、納税者からすると国に税金を払おうが地方に税金を払おうが税金は税金な
ので、横浜市に 45 億円まけてもらったとしても、35%は国に持っていかれては手取りは残
りの 65%だと計算してしまう。

それで考えると、税収額との見合いで支援額は実質見合っていないのでは、少ないの
はと思うのですが。納税者の手元に 164 億円余裕資金ができたわけではないと思います。

座 長 何か支援の方法をとという話はできていますでしょうか。
○ ○ 委 員 何年か前に出てきました。

結局地方公共団体側で減税したところで法人税の課税ベースになっているのだから、法
人税サイドで費用にならないもので何かうってあげれば、それは企業側には関係ないの
だから、うった分だけ上積みになって助かるという考えになります。

座 長 企業からそういう話はでていきますでしょうか。

成長戦略推進 課税の対象になっても助成金というのはありがたいというお話は出ています。
部 長

○ ○ 委 員 もちろんそうですよ。

成長戦略推進 当然そうです。ここで表記してある支援額や税収額は、企業が支援された額というの
部 長 はなく、本市が支援した額です。本市の持ち出した額と入ってきた額という意味で表記し
ています。

○ ○ 委 員 持ち出した額が向こうにとって受け取った額にならないということに問題があるとい
うことですね。

座 長 これは国に何か申した方がいいのでしょうか。

○ ○ 委 員 経済政策で減税措置をうつののであれば、減税していないものとみなして、法人税側の計
算をして欲しい旨、要望していくことは考えられる。

法人税の理屈で行くと税金はただでもらった、もうけたということになってしまう。そ
の瞬間に課税するか、あるいは、助成金は何か紐付きで固定資産買ったり償却資産買つた
り、その時に償却費少なくする形で所得を減りにくくして、毎年高い税金を課税するか。
減価償却費は基本的に損金算入ですから、減価償却期間にわたって繰り延べて課税しま
すということで、全く手を離しているわけではない。そこを手を放してくれというのが一つ。

だけど、それは横浜市の施策改正でできる話ではなくて、法人税の書き直しをしなくて
はならない。圧縮記帳をやめると。

座 長 要望を出さなくてはならない。

○ ○ 委 員 そうすると、我々はピンポイントで落としたところが、そのキャッシュは法人税サイド
でも受け取っているお金になる、法人税引き後で。彼らにとっては税引き後のキャ
ッシュフローが大事なので、税引き前にたくさんやっているではないですか、国に 35%も

っていかれて、少ないですと言われると言いようがない。その仕組みは何かないかという気はします。

座長 政策うつ我々とすると言いたいですよ。主税部長どうなんですか、こういうのは。
主税部長 今のご指摘というのは、例えば税軽減という手法を使った場合に、それが100%きかない。国税の制度上の仕組であって、だから、こういった手法を使うのであれば、そういう要望するののも一つの手法だと思います。

〇〇委員 地方は自腹を切っているのに、国は35%地方から取っていくのはずるいという言い方ですよ。分かりやすく言うと。

それからもう一つは、法人税との兼ね合いで地方税の計算中にこの仕組みを埋め込んでしまうから、その現象が生じる。だから、みどり税が良いと思うのは、従業員も緑を享受できる、あるいは市民も享受できる。そういう周辺環境に投資すれば企業も集まってくる。それで、投資するのもありではないか。そうすると、法人税が関係ないので、投資額がそのまま市の環境整備になって、それに乗っかる形で、環境がいいところであれば進出しましょうかと言ってくれるかもしれない。だから、合わせ技なのではないかと思います。

主税部長 先生のおっしゃる後者の意見については、むしろ企業誘致をする場合に当該企業に助成金を出すのではなく、環境整備にお金を出すべきだ。その方が国税として課税されないということでしょうか。

〇〇委員 投資額は横浜市から言うと、35%少なくしても納税者に同じだけのメリットが届くはずだということです。

座長 市民からしても、その方がうれしいですね。

〇〇委員 だから、投資減税一本で走るというよりは、直接インフラに投資して折半にすることで、全体的なパッケージで考えた方がいいのではないのでしょうか。納税者としても手元のキャッシュが当然欲しいわけですから、減税してあげますと言ってられないという人はいない。それから減税されるのであれば、当面キャッシュフローは楽になるので、企業立地しようとする人もいるはず。そこばかり言っても、100うって65しか届いていないので、横浜市的に見ると凄く効率が悪い。国からすると寝ていても35入ってきてしまう状態を作り出している。それよりは、100うつののであれば、50は税制でやって50はインフラでやるとか、割合は分からないが、いくつかパッケージを組み合わせたい方がいいのではと思います。

だから、減税規模が予算措置で変えられるから、単年度で考えていいのだというのは、違うと思います。

〇〇委員 川端先生が言う理論で行くと、社会保障でも同じことが言えて、この場合で言うと、企業と国になるが、どういう行動をするかによって、税制でやるとどっちでもとれてしまう。ところが、ピンポイントで、これで買いなさいとやると、例えば物品でやるとこれしか使えないという風に縛ってしまうと、政策効果としてはおっしゃるとおり100%になるけれど、経済学でいうと、縛る方が良いのかある程度の任意性を与えた方が良いのかという議論が当然起きるわけです。

だから、おそらく経済局の皆さんは、そこまで縛らないである程度のオプションを与えた方がいいと考えている。

この税率で使いなさいと言った方が効果的だと考えてはいないと思います。

基本的に税率でやるというのは、そういうことなのです。

〇〇委員 問題はそれを横浜市民にどう説明するかです。

65を確保するためにオーバーローンの35を上乗せしていいか。企業側からすると、手取りの65しか見えていないので、65が、規模が大きくなろうが小さくなろうが関係ない。

65 の効果を与えるために、35 のコストを加えていいか。その説明を聞きたいです。

○ ○ 委 員 座 長
成長戦略推進部 長
地方が企業立地促進をやって努力する。国がそれを反映する形で法人税が対応していない。だから、国が法人税を地方で減税している分を、国の方で税収増で上がるときに、税収増をしないようにする対応とか。本当は考えないと、本当の 100% の効果にならないというのはその通りです。本当は要望を出して、自分達で税収を一生懸命削って企業立地促進税制をやっているのだ。そうしないとその分を国が何の反応もしなければその分を国に持っていかれるだけになる。

○ ○ 委 員 座 長
成長戦略推進部 長
だからスペアリングをやれということですね。
前の条例を作るときもそういう話をやったと思います。
まず事実だけ申しますと、7 ページの税軽減額には法人市民税は入っていません。固定資産税・都市計画税になります。このため、法人税に 35% 取られるという話がありましたが、7 ページの部分についてはそのとおりです。一方、3 年前の税制研究会でご議論していただいたのは、テナントに対する法人市民税相当額の助成金についてです。通常の助成金であればそれは当然利益に入って課税されるのですが、テナントに対する法人市民税相当額の助成金につきましては、前回、税務署に確認をして、課税されないとされています。

○ ○ 委 員 座 長
成長戦略推進部 長
それは国税庁に確認したのですか。
はい。通常の助成金については、課税となりますけれども、法人市民税相当額に対する助成金については、益金から外されると回答をいただいております。

主 税 部 長
今の成長戦略推進部長の話をもとにすると、法人住民税、法人税、同じ所得課税であって、法人住民税で減税をすれば、法人税は対象外だというのがあられるわけですが、助成金にした場合には、いわゆる公共団体からの助成金として法人税の課税対象になるのではないかというのが論点になる。それについて経済局で税務署に照会して、法人住民税の軽減に相当する助成金なのでそれは対象にならない、と認定したものです。

○ ○ 委 員 座 長
だからせいぜい 5 くらい。7 分の 1 くらいですよ、法人税は。5 もとっていないと思うのですが。実質の金額の割合考えると。

主 税 部 長
本題から外れていますが、税制調査会の良いところ。なんでもありで正論はどんどんやりましょう。経済局の方で経緯を含めて我々の方の報告書でも書きたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

○ ○ 委 員 座 長
主 税 部 長
成長戦略推進部 長
立地が出口のところだけを書けばよいということ。
企業誘致の関係で国家予算要望なり、そういうトレンドでやっているんですか。
やっていません。

○ ○ 委 員 座 長
こちらから国税改正要望みたいところで。
35 パーセントのオーバーヘッドはちゃんと市民全体に行き渡ってますよという、データで説明できれば。入口から全部しゃべる必要はない。気が付く人はそこだけ見れば気が付くわけです。これは 35 の話。65 しか聞いてない。残り 35 は国に丸々あげてしまっているのもったいない。65 がそのままきくようにして、オーバーヘッドのやり方の方がもっと節約できるのに、と思う人達にとっては、それは企業には 65 だけれど、市全体には 35 が落ちているから、100 出す意味はあるんですと説明できる。35 という数字はいらぬが、この施策が、企業立地だけではなく横浜市全体にメリットになっていると説明をしなくてはならない。

主 税 部 長
はい、今回はちゃんとやりましょう。税制調査会の報告書の方では、一項目立てて、地方の企業誘致・立地、経済活性化の努力が国の税制のゆがみによって押しつぶされようと

している、というような表現でまとめましょう。

○ ○ 委員 ゆがみというよりも、もともと国庫助成なんかは、純資産増加だから租特というのは理屈どおり。逆にいうと、国でも租特の世界でそこを抜いてやってくれといった方が、とおりは良い。

○ ○ 委員 租特でそういうことをやっているわけだから。政策的に措置をしないといけません。

主税部長 政策的に措置をしてほしいという訳ですね。

○ ○ 委員 国庫助成の圧縮記帳はやめ、国庫助成は非課税にしてほしい。それを租特で対応してくれといった方が、わかりやすい。

座長 そうしましょう。きちんとわかりやすく我々の報告書では、事態の整理と主張と書いた上で、それをどう使うか、また改めてご相談ということで。今の議論は大変に良いことでした。

○ ○ 委員 出口のところだけでいい。35は市全体に効果が及んでいると。企業立地の為だけにやっているのではなく、企業立地が進めば、横浜全体にそのメリットが及ぶとまとめていただくと、理解できる人はいると思います。

成長戦略推進部長 私どもとしては、さきほど委員からもご発言がありましたが、企業にとっては、フレキシビリティのある支援の方がいいと考えています。今回のお話しは、納税者の方への説明という切り口のお話と捉えております。

○ ○ 委員 公平さという枠組みでいえばそうなんです。

成長戦略推進部長 今回の成果の議論に直接関係がある話しではないと思います。

座長 もちろん、日本全国の問題でもあります。

○ ○ 委員 もちろん、そうです。構造的な問題ですから。

座長 むしろ、この問題を脚光に浴びさせた方が良い問題かなと。国全体でそういう事をやっている中で、地方が努力をしている訳ですから。

表現についてはまた改めてご相談させていただきます。

それでは、具体的にもう少しご提示いただいた内容について、いかがでしょうか。

○ ○ 委員 スライド番号でいいますと12と13のところ、方向性で、地域と分野・機能にメリハリをつけて助成を行うというところで、おそらく、メリハリをつける分野・機能というのは10ページの環境エネルギー、健康・医療、観光・MICEなんだと思うんですが、それにプラスしてここで、観光・MICEの支援導入というのがさらに、ほかの分野と違って上増しで出てきているんです。ここはさらに特別扱いという理解でよろしいでしょうか。

座長 私も最初に言及したのは、そういうよくわからなかったの。

誘致推進課長 もう一度確認なのですが、観光・MICEに力が入りすぎているのではないかということをおっしゃっているのでしょうか。

○ ○ 委員 いえ、力が入りすぎているのかどうかを伺いたい。ほかの分野とさらに差別化されているような印象があったんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。それとも技術的にこういうことなんだという説明なのか。そこらへんをお願いします。

座長 私が理解している範囲でいうと、一つは今までなかったというか、明確にしていなかった観光・MICEに重点を置きますということが一つですけど、この説明の中で、かっこをわざわざつけていただいたところの説明のところ、具体的な何か手法を新たに入れるのでしょうか。

誘致推進課長 特に力を入れているということではなく、この成長分野育成ビジョンの中で、3分野は同等に考えております。12ページで、枠で囲って、観光・MICE施設への支援内容につ

いて説明しているのは、皆さんにとって、なかなか観光・MICE施設への支援のイメージが湧かないのではないかという思いがあったからです。記載をしましたような場合に観光・MICE施設を支援することを考えています、ということを明確にするという趣旨です、特にこれに力をいれるということではございません。

〇〇委員

今まで入っていたのでしょうか。

誘致推進課長

この施策の中では入っておりませんでした。

〇〇委員

そうですね。だからそれも重点項目に付け加えたいということでしょうか。

誘致推進課長

そういうことです。

〇〇委員

わかりました。

座長

ただ12ページなんですけれども、聞きたいことは二つくらいあるんですが、一つは地域、分野・機能を掛け合わせの意味が。例えばこの地域ではこういう分野ということなのか、それとも何かどういうことなのか。掛け合わせの意味を一つお伺いしたいのと、もう一つは、観光・MICEでいうと、もともとMM21は上乘せなわけですけども、この地域で特に観光を支援するということは、一般的なところだと単なる上乘せで、その中でも観光業については、特別扱いをするということ？

〇〇委員

もう一つ上乘せということでしょうか

〇〇委員

そうなのかということをお伺いしたかったです。

誘致推進課長

エリアについては、MMを中心とする都心臨海部と京浜臨海部と臨海南部の3つの地域を重点的に支援したいと思っております。10ページをご覧くださいますと、各地域でどのような分野に力を入れたいかということを示しております。MMと横浜駅では、観光・MICEの強化を考えているほか、MMでは、今まで通り、本社機能の集積を考えており、それから、横浜駅では、国際的ビジネス拠点の形成を考えておまして、これらの施策は同等に考えています。特に観光・MICEに力を入れている、上乘せをしているということではございません。この地域に、成長3分野を持ってきていただいた場合には、上乘せをしますという意味です。

座長

お分かりになりましたか。

〇〇委員

ダブルで効くっていうわけではないってことでしょうか

誘致推進課長

そうです。

座長

もしも、観光・MICEでこの地域から外れたところに持ってきたときには、まったく支援はないわけですね。ですから逆に言うと、この地域以外に例えばホテルを作ろうとすると、不利になるのでやめた方がいい？

誘致推進課長

はい。我々としてはエリアへの集積を考えておりますので、みなとみらいあるいは横浜駅地域に観光・MICEの集積を図る施策として、お考えいただければと思います。

座長

わかりました。その上でさらに、説明のところでハイグレードというのがあったんですが、何かハイグレードは優遇するぞ、みたいのはやるのかやらないのか。

誘致推進課長

はい。我々としては、ある程度のグレードのホテルを立地してほしいと考えており、それなりの条件を付けていきたいと考えています。

座長

そうすると、施策の中では、そういう条件を付けて客室の広さや装飾、税金にも関係してきますが、償却資産みたいなものが、かなりいい調度品をいれた場合には優遇するという話はあるのでしょうか。

成長戦略推進部

座長

ホテルに関しては、ハイグレードのホテルを優遇するのでなくて、ハイグレードのホテルのみを対象とするという考え方です。横浜は観光・MICE戦略都市を掲げており、ある一定以上のグレードのホテルのみ、施策の対象とします。そういう意味です。

〇〇委員

一定のグレードというのはどのようなものでしょうか。

- 成長戦略推進部 長 一定のグレードというのは、現在検討中ですが、例えば、スタンダードルームの部屋の大きさが、何十平米以上といった条件が入ってくる可能性はあると思います。あとは、車寄せがあるかなど、条件はハード的な部分になると思います。ソフト部分で、観光業者がグレードを決めていく時には、2か国語以上話せる人がいることといった基準があるのですが、そういう基準の決め方は施策にはなじまないと考えています。ハード面で、客観的に見て動かないものを条件にしようと思っていますが、そのこのところのつめはまだこれからです。
- 〇〇委員 それを賃貸ビルでテナントで入ると、居抜きで中に入っているということなんですか。
- 誘致推進課長 ビルはデベロッパー側が用意します。
- 〇〇委員 中にホテルの経営会社が入っているといことでしょうか。
- 誘致推進課長 そのような形になるかと思います。
- 〇〇委員 調度品は貸しビル業者側ではないでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 それはパターンが2つあって、全部揃えるところと、運用するところが揃えるというのもあるようです。
- 〇〇委員 それは両方拾うのでしょうか
- 成長戦略推進部 長 両方拾うかどうか、これから決めます。
- 〇〇委員 それを決めなきゃなりませんよね。それによってホテルのチェーン店というか、単独でもいいですが、どういう経営方針をとっているかという、どこと交渉ができるかが決まる訳ですよ。だからそこを調べてからでないと、施策の基準を作れないのではないのでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 グレードの高いホテル、いわゆるラグジュアリーホテルは、先生がおっしゃるところの「居抜き」の形態が多い、要するに、運営だけをやるという形のところが多いという風にヒアリングで聞いております。
- 〇〇委員 例えば、入れものは相鉄で、中身はシェラトンが運営していますよね。それはシェラトンのリクライメントに合うような調度品だの、壁の質だのは相鉄が用意しているのかもしれないですよ。セントレジスもそうですよね。
- 誘致推進課長 そういったことも調べています。
- 成長戦略推進部 長 いわゆるラグジュアリーホテルは、委員がおっしゃるような形態が多いということは聞いています。
- 〇〇委員 だからそこに合うような、ある意味で誰でもそれにあえば手を上げるような施策にしておかないと、文句も出るだろうし、逆にそこに合うように作っておかないと、実際手を挙げてもらえないし、ということになりますよね。
- 座 長 支援としてはどっちになるんですか？
- 成長戦略推進部 長 賃貸ビル業者です。
- 座 長 固定資産取得型のデベロッパーへの支援ではないのでしょうか。ホテルへの支援ではないのでしょうか。
- 〇〇委員 簡単に言うと、「ラグジュアリーホテルが入れば固定資産まけてあげます。」ということですか。
- 成長戦略推進部 長 はい。
- 〇〇委員 それはありですよ。

- 座長 他に転用はできないでしょうからね。入るテナントのホテルの方への支援はないのでしょうか。
- 誘致推進課長 はい。
- 〇〇委員 それは臨海部で倉庫業のところの話で、前にやりましたよね。倉庫を買ってくれる人と、倉庫を借りる人を同じようにどうやって扱うかというところで、で、結局借りる方は、うまくいかなかったですね。ここで議論してても、それと同じですね。
- 座長 そうすると余計に入れものの方であれば、固定資産税で見てる訳ですから、固定資産の基準でなにか絡めた方が、いいような気がしないでもないですね。
- 〇〇委員 それだけでホテルがくるかっていうのは気になります。要するに貸し売り業者が、それだけのホテルを、市と三者で相談しながら進めていくんだと思うんですけど、うまくホテル運営会社を巻き込んで、自分のところに引っ張ってくれて、っていう風にしてくれるかというのが気になっています。ホテルの運営会社の方が引くんじゃないかという気がします。需要って高いのでしょうか。もともとのホテルの需要自体はどのようになっていますか。
- 誘致推進課長 ホテルの稼働率は高いです。
- 成長戦略推進部長 いわゆるラグジュアリーホテルの稼働率ですか。
- 〇〇委員 横浜地区についてです。
- 成長戦略推進部長 横浜地区の全体であれば分かります。87パーセントです。
- 〇〇委員 それはビジネスホテルも入ってということですよ。
- 座長 ビジネスホテルの稼働率は高いです。すごい取りにくいですからね。
- 〇〇委員 クラシックホテルのニューグランドもあるかもしれないし、みなとみらいの三つと西口のシェラトンがたぶんベースになっていて、そのプラスアルファぐらいのところをおっしゃっているんだろうと思うんですけど。だからそのクラスの稼働率が高くてペイしていると言えないと、来てくださいといっても来てくれないですね。競合社が増えるわけで、あとから入ってきたところが、200室くらいですか、それで周りが食われるってなるとダウンピングが起るかもしれないし、今でもめいっばいやってるのに、部屋数増やしてどうするのっていう話になるかもしれないから、出てくるときに危ないところに出てこれないというのもありますよね。
- 成長戦略推進部長 おっしゃるとおり、ホテルの場合は商圈がありますので、そこは事業者の方はシビアに見ていると思います。
- 〇〇委員 そこを乗り越えないといけないわけですね。
- 座長 もう少し、中身がわからないとそこら辺の議論、意見も言いにくいんですけど。
- 〇〇委員 それは横浜市からの持ち出しで、どれくらい規模の財政支援をしてあげるかっていうことに直結している気がします。100パーセント面倒を見る必要はないと思います。8割かもしれないし、5割かもしれないし、3割かもしれない。だけど10億円の三割と、100億円の三割は全然違うような気がするので、そのへんの規模がわからないと、どのくらいのをやればいいのかっていうのが見えなくて、ちょっとよくわからないということに陥ってしまいそうですね。
- 誘致推進課長 おっしゃるとおりですが、現時点では、賃貸業務ビルに入っていただくということを想定しており、賃貸業務ビルの助成率や上限額を決めますので、その範囲で支援することになると思っております。
- 〇〇委員 入れもので決まるという感じですね。

- 座 長 先程、今日のご目標をお聞きしたんですが、事務局的にいうと、効果を抜きにして方向性だけで試せるのとまとめてもよろしいのでしょうか。
- 税 制 課 長 ご意見があったような、課題感をご提示いただいて、今後詳細をつめるにあたっては、そうした視点をきちんと踏まえていただきたいという提言にさせていただければと思います。
- ○ 委 員 ピンポイントで対象が決まっているのであれば、そこには基準だけ作ればいい。テーラードメイドで。そのかわり、ばれると大変ですが。言えないでしょそれは。そうすると一般的に基準を作らざるを得ないと思います。
- 座 長 今日の見通しのシミュレーション的なものもないので何とも言い難いというのが正直。総額いくらになるのか、効果がどのくらいあるのかというのは、これからお持ちのもの、対市会向けにどう出して、どう説明されるか。
- ○ 委 員 あとは附帯設備の誘導はしないのか。テナントビルのオーナーだけに固定資産の減免を打って、ホテルだと空港との間のリムジンバスとかタクシーデポとかがあると思うんですが、そういう人たちには何もないのでしょうか。
- 誘致推進課長 はい。企業立地施策の中では考えておりません。
- ○ 委 員 僕は、毎週羽田を使っているが、横浜だとYCATからは本数が多いんですけど、みなとみらいからは本数が少ないんです。それから西口からも少ない。そこはもっと増えると、空港との間のピストン運送とは言わないが、もっと利便性が上がって、ホテル直結のリムジンバスで動けるんだったら、横浜に泊まろうと思う人が出てくる気はする。僕は、ホテル業ではないので、それ以上のことはわからないが、普段使っているとみなとみらいで降りようと思うと、羽田で探す、それだけ探すのだったら、YCATに行って、みなとみらい線でみなとみらいまでいけばいいというルートになり、荷物が少ないからできるが、海外から来る人、東京で騒いでオリンピックでどうぞというときに、来てくれるような導線なのかなという気はします。それよりは、京急バスともう一社、リムジン運航のところ、進出してきたところに、リムジンサービスを便利のようにダイヤを組んで、サービスを出すんだったら、そっちにもおまけをつけますよ、というのが出てくると、ホテルは寝る場所だけにでき上がっているわけではなくて、レストランもあり、宴会場もあり、交通サービスもありで成り立っている。
- 座 長 そこは経済局さんの管轄ではないですよ。
- 主 税 部 長 経済局さんの肩を持つわけではないが、観光・MICEについては、担当部署と、経済局さんのある意味、進行形の形になっており、今の話の参考になるかと思いますが、具体的にどんなものにしていくか、今つめているのが実情。
- ○ 委 員 そういうところもつめていただくと、実効性の上がる助成の仕組み、減税の仕組みになるのではないのでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 ご参考までにお話しさせていただくと、市営バスも、観光客に対して、自分の営業範囲の中でどういうサービスを提供できるか検討しているのも確かです。ご存知かと思いますが、医学関連の国際会議はパシフィコが一番多いので、来場者をターゲットとして、アフターコンベンションという形で客を確保できないかということなども考えているようです。ただ、羽田までとなると、営業圏の範囲を超えており、なかなか難しいところがあると思います。
- ○ 委 員 そういう業者さんのバス運行业者にも何か施策があれば、ホテルと交渉するときも、ホテルはこうです、アクセスがいいのでお客さんを運ぶなどパッケージで売れる。
- 成長戦略推進部 長 一方で、MM線はなるべく稼いでもらいたいというのがあります。

- 座 長 いかがでしょうか、その他なんなりと。
- ○ 委 員 シート7の質問で、業務で関内周辺で1件、内陸北部だと6件。他の地域に比べると少ない地域があるわけで、説明の資料としてポイントを特定の地域、分野・機能を掛け合わせるといったときに、特定地域の選択というのを見直していく必要が業務で関内意見という話になると、いいの？という話になりかねないので、政策的に関内に力を入れていきたいということがあれば、別だろうと思うが、地域といったときに地域を選定している訳で、その説明の根拠は、今後必要になるのではないのでしょうか。
- ○ 委 員 企業立地促進施策の性格からいっても、問題があってここをプッシュしていかなくてはいけないという風に判断されているのであれば、きちんと記述しておく必要がある。つまり地域って選定しているので。
- 誘致推進課長 関内につきましては、確かに件数は少ないですが、今後、市役所の移転や、再開発ということもありえますので、このまま対象地域に含めていきたいと思っております。
- ○ 委 員 そういうことを地域選定をするときに、この地域を選ぶという根拠・理由なりが、ちゃんと市民なりに説明される、やはり政策税制でするので必要ではないかと。
- ○ 委 員 関内地区やみなとみらい地区は、総合開発計画とかに載っているのではないのでしょうか。
- ○ 委 員 市役所が移りますから、関内地区の抜本的な経済開発を考えるというのは、一つの大きな政策になっていると思います。
- 座 長 たぶん力を入れたいところの指定では、市会も含めて指定されると思う。実績の方は出しにくいのではないのでしょうか。いろいろ言われてしまうと思います。
- ○ 委 員 やはり、その地域がなぜ選択されているかというのは、ちゃんと根拠づけや理由づけがなされておく必要がある気がします。
- 座 長 我々はありがたく見せていただいております。
- ○ 委 員 これは示していただいた情報でなるほどと。ただし、これは、過去の実績に過ぎませんので、今後は、企業立地促進施策をやるわけですから、今後の効果としてそこに政策を打っていきたいのであれば、なるほどねという話。
- ○ 委 員 だけど、西口やみなとみらいに比べると、地盤沈下になったのでカンフル剤をうちたいということでしょうか。
- ○ 委 員 それは明記してしかるべきだと思います。
- 座 長 全体的な固定資産型、テナント型と「軽減額はこうなる」や効果はこうなるというわかりやすいものはお作りになっていないのでしょうか。税で減税することの全体像といったものです。
- 成長戦略推進部 長 おっしゃるような資料は作っておりません。
- 座 長 見込みとしてはどうなのでしょう。我々は報告書として出さなくてははいけませんが、市会にかけるときにそういうのは求められるのでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 景気に左右されるなど、外的要因が非常に大きいためシミュレーションで数字を出すことは非常に難しいと考えております。ただし、中期計画で、施策の目標件数は、年間10件という数字は出しております。
- 座 長 それは以前にお出しいただいて、固定資産型はどれくらいで、テナント型はどれくらいでというものでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 固定資産型とテナント型がそれぞれ何件かということはやっておりません。
- ○ 委 員 そうやって作ると、地域によって投資額が違う。そうすると混乱するのではないのでしょうか。なんとなく、全体で10件くらいと言っておいた方がいいのではないのでしょうか。

- 座 長 みなさんが納得されるのであればいいのですけれども。専門家の我々も見たくはなりません。
- 〇 〇 委員 外資系企業に対して、いわゆる多国籍企業といますか、国内ベースの多国籍企業といますか、それは、やりませんとどこかに記載がありましたよね。これにはなにか理由があるのでしょうか。
- 誘致推進課長 多国籍企業に対する特例を現行条例では入れておりますが、適用件数が少ない状況です。多国籍企業の適用については、外国企業の場合では、日本法人が他の国に現地法人を持っており、プラス本国以外に2か国以上の法人を持っているということが条件となります。日本企業の場合には、2か国以上の法人を持っているということが条件となります。このように、適用のハードルが高かったことから、適用件数が少なくなっております。我々としては、外資系企業が東京について横浜は多いという優位性を活かして、外資系企業をさらに呼び込むことを考えており、今回、そのような制度にしていきたいと考えております。
- 〇 〇 委員 そのハードルを下げるというのは、お考えにならないのでしょうか。
- 誘致推進課長 単純にハードル自体を下げるということは難しいのではないかと思います。
- 〇 〇 委員 だけど、資本金なり、海外子会社の数なり、で緩くしてあげればいだけではないでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 補足しますと、ここに書いてある外資系企業というのは、外国の資本が入っている企業ですので、そういう意味では、先ほどご説明した多国籍企業の適用条件のハードルを下げたものとなっております。
- 〇 〇 委員 これはそうですが、問題なのは、括弧書きといますか、点線で囲われたところに書いてあるように、持分権者の三分の一超が外国の投資家であるという所で、ここを見ると普通だったら、外国の会社というイメージになっちゃいますよね。日本の国産資本の、日本の国産資本であっても、ソニーは外国人株主がいるから外資系になっちゃうのかもしれないですけども、いわゆるオーソドックスな日本の企業グループさんとか、大手の企業さんとかは外れる可能性が高いですよ。
- 成長戦略推進部 長 それに関しては、我々も議論を重ねております。この施策でターゲットとしている企業は、移転先を東京か横浜か迷っている企業です。日本の企業の場合、東京での立地にこだわりがある場合が多く、品川を超えて横浜に来にくい傾向があります。それに対して、比較的ですけども、外資系企業は、コストパフォーマンスを重視する傾向があるため、横浜でインセンティブを効かせれば、日本の企業よりもそれに興味を示す、というようなことが起きるのではないかと考えております。実際に、外資系企業が横浜に多く来ているのは、コストパフォーマンスがいいことを重視しているからと聞いております。
- 〇 〇 委員 以前の資料にそのような事を書いてありましたね。
- 成長戦略推進部 長 そうした議論を重ねてきた中で、外資系企業に絞ってあります。
- 〇 〇 委員 ひも付けはしないのでしょうか。逃げられないように鎖でくくったりはしないのでしょうか。
- 成長戦略推進部 長 事業継続義務につきましては、7年となっております。
- 〇 〇 委員 そうすると市のメッセージとしては、7年経ったら東京行っても良いですよと言っているということですね。
- 成長戦略推進部 長 いえ、7年はいてもらわないと困りますということです。
- 〇 〇 委員 外資系企業は、ドラスティックです。

- 成長戦略推進部 部長 外資系企業は足が速いというのも承知しておりますけれども、7年いていただければ、充分ペイできるだろうと思っております。
- 〇〇委員 7年で償却できる投資をするということですね。
- 成長戦略推進部 部長 外資系企業については、テナント型を想定しており、法人市民税相当額の助成となりますので、本市の持ち出しはないのですが、税金の部署の考え方からすると、もらえるものがもらえなくなるという考え方も、もちろんあると思います。しかし、7年いていただければ、個人市民税も入ってくるでしょうし、様々な波及効果もあるでしょうし、外資系企業でも効果が得られるだろうと思っております。
- 〇〇委員 「外資系企業でも」というのと、「外資系企業に対して」というのとはニュアンスが違うと思います。
- 成長戦略推進部 部長 7年間の継続義務は、外資系企業だけではなくて、認定をした全ての企業に対して適用されます。私が申し上げたのは、「外資系企業でも」7年という意味です。プラスのインセンティブを設けるのは、先ほど申し上げましたとおり、外資系企業であれば、それによって横浜を選んでくれる可能性が高いと考えているからです。
- 〇〇委員 そうするといわゆる多国籍企業特例は廃止しないのでしょうか。
- 成長戦略推進部 部長 廃止します。
- 〇〇委員 いわゆる日系企業はどこで拾ってもらえるのでしょうか。
- 成長戦略推進部 部長 外資系企業に対しては、通常の助成期間にプラスして1年間、上乗せをします。日本の企業は、通常の期間で助成します。
- 〇〇委員 期間にずれがあるということですね。
- 成長戦略推進部 部長 ベースがあってそれに上乗せする形です。
- 〇〇委員 従業員数とかでは、切るのでしょうか。
- 誘致推進課長 施策では、従業員数は100人以上としております。
- 〇〇委員 現在もでしょうか。
- 誘致推進課長 そうです。
- 〇〇委員 それは、同じやつを使うのでしょうか。
- 誘致推進課長 そうです。
- 〇〇委員 どんな外資系企業なのでしょうか。
- 成長戦略推進部 部長 最近では、自動車部品の企業などが多いです。
- 〇〇委員 日石ビルに入っている航空機部品を製造しているムーグのような感じでしょうか。
- 成長戦略推進部 部長 そうです。製造系が多いです。
- 〇〇委員 製造系と言っても、管理部門ということですか。
- 成長戦略推進部 部長 そうです。
- 〇〇委員 そうですよ。みなとみらいに工場を建てるわけではないですよ。
- 入り口で気になったのは、外資系企業に助成期間延長だとすると、日本の大手になってしまうと思っておりますけれども、そのような方々にはどうするのか、どう聞こえるのかという部分だと思っております。横浜は外資に置き換えたと思われてしまうと、響きが悪くなってしまおうと思っております。
- 成長戦略推進部 部長 多国籍企業の特例を作った時に、どこかから否定的な意見が出たかと言えば出ていない

- 部長 　　です。我々とすれば、受けられない側を見るというよりも、受けられる方に焦点を当てて、考えたいと思っております。
- ○ 委員 　それは、賢明だと思います。
- 座 　　長 　　逆の見方をすれば、一年延長でどれくらいプラスとなるかですね。
- 成長戦略推進部長 　我々としましては、インパクトはそれなりにあると思っております。外資系は、財務面で非常にシビアだと聞いていますので、1年延びればそれなりの効果があると期待しております。
- ○ 委員 　これは、法人で現地法人で日本法人として出てくる場合だけですか。あるいは、支店でも良いのでしょうか。駐在員事務所とかはどうでしょうか。
- 誘致推進課長 　駐在員事務所は対象外です。テナント型の場合は、本社・研究機能に限らせていただいております。
- ○ 委員 　外資系企業で、本社を日本に持ってくる人たちを誘おうということでしょうか。
- 誘致推進課長 　そうです。
- ○ 委員 　ヘッドポーターではなくて、現地法人自体を作ってくれれば良いということでしょうか。平たくいうと子会社という事ですね。
- 誘致推進課長 　そうです。
- ○ 委員 　親の支店ではなくて、親の子を作ってくれれば良いということですね。
- 誘致推進課長 　そうです。
- ○ 委員 　日本法人で置いてくれれば良いということですね。
- 誘致推進課長 　そうです。
- ○ 委員 　そうすると、金融は入らないということですね。ほとんどないということですね。シティとHSBCぐらいでしょうか。あとは、証券系はみんな支店ですから。業法で縛りがかかっていますので、現地法人では営業ができません。それで現地法人を作れと言われても無理ですから。そうすると支店でもありだと思えます。もし、金融をターゲットにしているのならばですけれども、今おっしゃったのでは、「メーカーです」という感じに聞こえたので、そうならば、現地法人でもありだと思えます。しかし、支店は排除されるということですね。
- 誘致推進課長 　そうです。
- 成長戦略推進部長 　我々が誘致する時に、本社機能を引っ張ってきたいという思いがあります。本社機能を誘致すると、会社の集約化や附属で付いてくる会社があるなど、波及効果が高いと考えております。
- 座 　　長 　　緩めてどれくらいの数が増えるかにもよりますよね。
- ○ 委員 　例えば、今の政策が、どういうつもりで切っているのか、というのを説明してもらったら、それはありだよ、と思えますよね。普通の企業の中立性を考えると、支店だって現地法人だってやっていることは一緒ではないか、と思ってしまって、なぜ支店はダメで現地法人だけなんですか、という疑問が出てくるんですけれども、別の局面で現地法人自体の本社機能があれば、良いというメリットがあるからピンポイントでやりますという説明を聞いたわけですから、それはそうかと私は思います。
- 座 　　長 　　現地法人のみやるという理屈からすれば納得はできます。ただ気にしているのは、数が減っているという所で、数を増やすメリットと現行のまま附属の会社を連れてくるメリットとどちらが上かという視点もありますよね。政策判断として。
- ○ 委員 　それは割り切りではないでしょうか。
- 座 　　長 　　これは分かりません。賭けです。担当部局の賭けになりますから。
- ○ 委員 　基本的には、本社には来てほしいというのが願望ですね。そうするとやむを得ないの

ではないでしょうか。

座長 そのメリットと、緩めて支店でも良いから来るというメリットとどちらが良いかということですね。

〇〇委員 業種によっては支店しか出れない場合もあって、そのような業種は捨ててしまっても良いということでしょうか。

座長 その当たりについては、担当部局で判断していただいて、深くご検討いただくということにしましょう。

先ほどからこだわって、悪口をいう訳ではありませんが、分からない所がかなりありますので、なかなか判断が付きにくい部分がありますけれども、税制として一つ言えるのは、このやり方であれば、破綻はしないだろうというのがあります。ただ、効果がどれくらいでしょうかという所は、分かりません。我々からすると、二回前に言ったようにせっかくやるなら効果がある方が良いのは間違いありません。政策税制ですから、税の公平性を壊すことになりますので。ですから、そこを上回るような効果があるものをしていただきたいということです。

〇〇委員 投資ということですよ。

座長 そうです。細かな差別化、地域による差別化・業種による差別化もよく分かりませんので、そこはお任せする上で、報告書を書かなくてはいけません。

そこで、賃貸業務ビルについて復活ということの基本的な方向性について確認をさせてください。何年かに一回、賃貸業務ビルを入れてテナント支援につなげていくのか、それとも今後は継続して、賃貸業務ビルは軽減の対象としていくのか、その当たりの考え方を教えてください。前に一回目にご説明いただいたように、固定資産取得型が減っているので、もう一回テナント型を入れた方が効果があるという事によろしいですよ。

誘致推進課長 第1期の時に、オフィスビルが少ない状況であったため、支援を導入したところ、功を奏して、相当数建設されました。このため、第2期は、オフィスビルの支援をやめて、テナント型の支援に移行しました。今回は、第1期と同じ状況と考えておまして、供給できるオフィス床が少なくなってきましたので、支援を再導入したいと考えております。

座長 少なくとも今回について言うと、景気動向の方が多いのでしょうか。それとも企業の経営形態、できるだけ固定資産は取得しないで経営するという方に経営の中身が変化してきたというのでしょうか。専ら景気動向で説明をするのでしょうか。

誘致推進課長 両方あると思っております。経営形態の面では、大きな企業でも、自社ビルではなく、賃貸オフィスに移転するというのがトレンドとなっております。景気動向の面では、賃貸型の方に動きが出ており横浜への建設を促すチャンスだと思っております。

座長 それは、賃貸業の方でも動きがあるということでしょうか。

誘致推進課長 そうです。

〇〇委員 それは、今の数字ぐらいの短期でしょうか。今度賃貸ビルを入れて、時限法でやるわけだから、その数字ぐらいなのでしょうか。

誘致推進課長 そうです。

〇〇委員 そうすると、ビルの設計から始めて滑り込みセーフくらいですよ。

成長戦略推進部 長 補足しますと、適用期間中に申請をすれば良いということになっております。

〇〇委員 賃貸契約の締結まで至らなくても良いという事でしょうか。

成長戦略推進部 長 そうです。

〇〇委員 そこで緩めているのですよね。そうすると実質もっと長いという事になりますよね。

- 座 長 前にも聞いた気がします。完成なのか締結なのかとか。
- 〇 〇 委員 動いてくれば一番いいわけです。そういうのがあったら貸しビル業で1棟建てましょう、と。だけど施策が出て、不動産業界に話が回って、土地のオーナーとかが、うちの土地で建ててみようと、みなとみらいあたり、関内あたりの人たちが思ってくれればいいと。あるいは、建て替えようかと思ってくれればいいと。そうすると時間が掛かるということです。その時限法の間にも市と協定を結ぶということでしょうか。
- 誘致推進課長 申請をしていただくこととなります。
- 〇 〇 委員 届出の様なものでしょうか。
- 誘致推進課長 そうです。
- 〇 〇 委員 それはそうですね。建ってからでないと動けないですから、届出だけで逃げるという事はないですね。
- 主 税 部 長 一点ほど委員の方々にお伺いしたいのですが、資料2の7ページをご覧ください。これは今まで行ったものの10年間という想定をして支援額・税収額を出したものになります。例えば支援額431億円とあります。これは、財政当局から言うと431億円の歳出となります。それに対して税収額970億円というのはどのように評価をしたらいいのでしょうか。もっと単純に言いますと、色々な事業に431億円投入して、税収が970億円になるというのは、いったいなんなのだろうか。このような指標が、今までの委員の方々の研究などで参考になるものがありましたら教えていただきたいと思います。
- 要は431億円の財政支出をして、税収が970億円というのは、多いのか少ないのかというのを教えていただきたいと思います。我々財政当局として、これだけ予算を出動させて税収が970億円という一つの数字が出てきており、これを多いとみるか少ないとみるかというのは、どのように見ていけばいいのでしょうか。
- 損をしていないということだけは分かります。もっと本当は、431億円を出せば4000億円の税収が上がるのであれば、この事業はある意味でいえば損得で言えば、損な事業だけれども、政策的に意義があるから打ち込めるという説明の仕方もあると思います。
- 〇 〇 委員 公共団体としては、それも有りだということですね。
- 主 税 部 長 どのように見ていけばいいのかというのは、内部的にも悩んでいる所であります。確かに損はしていないけれども、相対的なものだと考えておりますので、なにか参考があれば教えていただければと思います。
- 〇 〇 委員 この表は、私がお願いをして作ってもらったんですけれども、米印が書いてあるとおりで、タックスエクスペンディチュアという考え方は、基本的にこの政策をしなかったら入ってきていた税収分が一方にあって、その税収分が犠牲になっているという考え方です、簡単に言うと。それに対して立地をしてもらった、その企業がどれだけ税収を払ったかというのが試算してもらった税収というものになっています。だから、単純に考えると、本当は取れたものを取らなかった結果としてその企業が立地してくれて、その企業が全体として税金を970億円払ってくれた。それを単純に比較しているわけです。この表については、です。単純に比較しているだけです。
- 主 税 部 長 損はしていないけれども、どう評価していくのでしょうか。
- 〇 〇 委員 この税収額というのは、その投資から生じた収益と財産に対する税金の合計なのでしょ
うか。
- 〇 〇 委員 いや、そうではなかったはずですよ。その企業が、横浜市に払ってくれた税金額の10年間の合計です。
- 座 長 助成を受けた企業の納税額です。分かりやすく言うと。
- 〇 〇 委員 簡単に言うと、日産が軽減税率と助成金を受けたとします。その金額がここでいう支援

額になっています。その分がこっちからの持ち出しです。

- ○ 委員 固定資産税は入っていないのでしょうか。
- 誘致推進課長 入っています。
- ○ 委員 こっちから持ち出した部分です。
- ○ 委員 法人関連諸税というやつですね。
- ○ 委員 それに対して、日産が10年間に払ってくれた税金を単純に比較しているだけの表です。
- ○ 委員 だから、助成を打った効果の税収がいくらか、という効果ではないということですよ。
- ○ 委員 それではないです。
- ○ 委員 そうですよ。額面額でみているだけですよ。ネットでみないといけません。支援額の経済効果がどれくらいの税収を生んでいるのかというのは、税金総額ではなくて、増えた部分ではないですよ。
- 座長 比較するのは実はあまり意味がなくて、一般的に税ですから、誰が誰の利益になっているかは分からないものなんです。もしも仮に特定の減税と助成金が無くてもこのうちの税収が満額入ってきているかもしれない。その会社が儲かって、一般的な行政サービスはしているわけですから、その助成と減税なくてもひょっとしたら970億入っていたかもしれません。ですから、そもそも数字を突き合わせることの正確性は無いです。ただし、税の公平性を壊して減税をしているわけです。さらに、歳出の方でも普通であれば全企業に対して行われなければならないであろう助成金交付を特定の企業に行っているわけです。ですから、あなたの所には、これだけの減税と助成金を行っていますよ、ということをやっているのではやむなくこの数字を突き合せたくなっています。けどこの両者は関係があるのかということ実はあまりない。どう評価しますかと言われても、あまり突き詰めてやると、偏った見方になってしまいますということは、我々からすると正解になります。
- ○ 委員 前回出してもらった時に、それをそのまま政策の効果指標としているというのは、いささか問題であると思います。
- 座長 かなり、かなりおかしな見方です。
- ○ 委員 もっと減税の規模とか助成金の規模とかを10倍くらいにすると支援額1650億円で税収が380億円しか入っていないではないか、と言えるわけですよ。
- 座長 分かりません。
- ○ 委員 そうですよ。たまたまこの支援額の水準だったということと、たまたまこの税収額だったということが並んでいるだけです。
- 座長 ですから、イメージで言うと、これだけの政策を打ったんだから、というのは、イメージとすると両者を比較すると厳密に結びつけてやるととんでもない間違っただけを言うことになると思います。
- ○ 委員 前に作ってもらった資料は、分からない資料だったんです。
- ○ 委員 なるほど。
- ○ 委員 一応つじつまがあう資料を出していただいています。
- 座長 つまり、言いたくなる税務担当と市会の議員からすれば、この両者を突き合せたくなるのは当然な感情だし、合理性がまったくないわけではないです。政策をうったんだから、企業として儲かった。仮に横浜に企業が無ければ税金は入らないわけですから。企業はそのためできるだけたくさん呼びましょう。出来るだけ来てもらったんだから税収が上がりましたという、そこまでは正解です。ただ個々の企業が来て、どういう企業がきて何をやったからこの数字になったというのは、言えないと思います。偏った見方になってしまうと思います。だから難しいと思います。
- 主税部長 例えば支援額、税軽減相当額と助成額を合わせたものを支援額としたわけですけども、

この支援額と税収額というのは、必ず1：1の因果関係があるわけではないということでしょう。

座 長 そうです。

○ ○ 委 員 むしろバラバラです。

主 税 部 長 もう一つ、支援額と投資額というものの因果関係としてとらえてもいいのでしょうか。支援額を歳出額としてみても、財政出動としてみても、最低でも投資額というのはそれだけ波及効果があったとはみれないでしょうか。逆の見方として。

○ ○ 委 員 それは、無理です。

○ ○ 委 員 投資は投資の都合で決まっているだけです。

主 税 部 長 そうすると財政出動430億円として経済効果・波及効果として一定の事業であれば計算することができます。そのアプローチとも投資額というのは全く違うものだという事ですよ。経済波及効果みたいなものとは違うのでしょうか。

○ ○ 委 員 全く違います。

○ ○ 委 員 部長がおっしゃっているのは、431億円の支援額があったから、投資額の4906億円がありました。支援額が原因で投資額が効果だと見れないかということですよ。

主 税 部 長 そうです。経済波及効果自体が出ていないので、そのように見れないかという事です。

○ ○ 委 員 それは、違います。

○ ○ 委 員 見れるという事は、関数になっているということですが、これは、なっていません。投資の都合で決まっているだけです。ざっくり言えば、それにたまたま横浜市が積んでくれたというだけです。

主 税 部 長 ある意味では、政策効果を数値化するためには、別に数字を計算しなくてはいけないということですよ。

○ ○ 委 員 そういふことです。なぜかという、支援額の431億円というのは、なんかの効果はあったかもしれない。だけど、支援の原因で投資額の効果が出たわけではありません。それ以外の要素がいっぱい入って、結果として4906億円の投資をしたわけですよ。これは、結果にすぎないです。

主 税 部 長 なんらかしらの数値化するとなると、別に投資額、支援額と呼んでいるわけですよけれども、歳出額をどういう形にするかというのは別途考えなくてはいけないというわけですよ。

○ ○ 委 員 そうです。ですから、港湾の整備状況とか、道路状況とかを考えなくてはいけないです。

座 長 バロメーターが入りすぎて、わけわからなくなると思います。ここまでが正解です。ただし、いつも我々が経済局さんを買めるように、計画を立てるようにならなければならぬ効果があったのかというのは聞かざるを得ない。ここはジレンマといいますか、矛盾している所だと思います。理論的には矛盾している所です。減税額と税収額を結び付けてはいけませんと言いつつ、政策担当部局には、どれだけの効果があるのかははっきり出さなかったら認めないというのはこれもやむを得ないことであると思います。両方は矛盾しています。片方で経済局を買めながら、片方では両方違うから仕方ないから理解してくださいと我々は思いながら言っているのが正直なところですよ。ですから、行き過ぎたときには、市会の先生には両方は必ずしも一致するものではないですよと言いつつ、他法では、担当局を買めなくてはいけないとだめですよと両方言わざるを得ないと思います。

○ ○ 委 員 もし、市場が均衡しているのであれば、投資額は市場の平均利子率で収益を生み出しているはずだと言います。

座 長 モデルの世界ならいくらでも言えます。

○ ○ 委 員 市場が均衡しているのかわからないですからね。そういう前提を置くと、現在の市場利子率でこれくらいの実数の金額が投資から収益として生み出されてきたかもしれない、と

いうのは言えるかもしれないです。それは税収額よりもはるかに小さいです。

○ ○ 委 員

はるかに小さいです。

○ ○ 委 員

0.何%ですよ、利率は。

座 長

さらに言えば、最初の議論の基になってしまいますけれども、企業立地の目的なんですかという所からすると、社会的な構成のベネフィットの部分からすると、働き場があるだとか、人がいっぱいいるとか、そういう事まで含めたらとても測れなくなっていくます。

○ ○ 委 員

金銭的評価が出来なくなっていますから。

座 長

税収額がマイナスでも、減税して企業が来て働き場が出来て、子供が生まれればいいではないか、というのは田舎の現実としてあるわけです。

報告書を完成できるように、まとめてはいますけれども、今後の予定として事務局いかがでしょうか。

税 制 課 長

ご意見が大体出揃ったということにさせていただきたいと思ひまして、経済局にはここで退出いただいて、その後に報告書のまとめについて、改めて議論してさせていただきたいと思ひます。

(経済局退出)

それでは、報告書は座長と事前に詰めさせていただきながら案を作成してまいりたいと考えております。また、次回の税制調査会は12/18に開催したいと考えておひまして、調整をさせていただいております。報告書は次回の会議の場でご確認いただきまして、修正がなければ、横浜市にご提出という形にさせていただきたいと思ひます。また、今回の意見書の中では、今までご議論いただいた中でお話のありました課税自主権の活用に対する4つの視点というものを前提としまして、主な論点としまして、現行の施策の効果検証が一点、今日も中心となって議論していただいた次期施策、細かな所まで詰まっておりますので、あくまでも方向性と言った所について、主に支援策を拡充するというのが今回の方向性の中で示されておりましたので、それに対する税軽減の在り方とそのような二つの主な論点の中でまとめさせていただきたいと考えております。

座 長

方向性とすれば、横浜の発展に役に立つと思われるので、税制調査会とすれば、担当部局の更なる深い熟慮を条件として、方向性は適切であるという風に思う、というようなまとめ方にしようかなと思ひております。

税 制 課 長

「○」という訳にはいかないということでしょうか。

座 長

当然、分からないものは分かりませんので。

○ ○ 委 員

あり、というイメージですよ。

座 長

しかもあまりポジティブな目新しいものもないので、このままだと川崎の方が強いのではないのかなという気がします。品川は超えなくても、品川の次に川崎があるぞということですよ。武蔵小杉には負けると。

○ ○ 委 員

総花的ですよ。

座 長

そうです。

○ ○ 委 員

もっとピント絞って、神戸みたいにポートアイランドは医療だとはっきり言ってくれた方がアナウンス効果が高いし、減税をうつのであれば、これがついてますと言えるのではないのでしょうか。同じ100円使うのであってももっと実入りが良いようにと思ひます。

税 制 課 長

議題2. その他といたしまして、資料をご用意させていただいたんですが、お時間もございませんので、どういう資料かというご説明だけさせていただきたいと思ひます。水色の本がございますでしょうか。こちらが大都市財制の実態に即応した財源の拡充についての要望ということで、横浜市が指定都市20市と共に市長名及び議長名で国に対して税財政の要望書を作って、これを提出した所でございます。この中には、先だってからご議論頂

いている法人課税の部分の要望も含まれております。ちなみに二点だけご紹介をさせていただきます。7ページをご覧くださいませでしょうか。7ページ目の後段です。「また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。」このような内容を国に要望しております。また、実効税率に関しては、9ページに記載があります。「なお、法人実効税率を引き下げのための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。」こうした内容で国の方に要望しております。これに基づきまして、このほかの緊急要望書ですとか、税制改正要望といったものを組み合わせて、この秋、国に対して要望を行っていくという状況であることをお見知りおきください。最後に東京都税制調査会が先だって答申案をまとめまして、11月8日となっております。この中も同様に法人課税について触れられている部分もございますので、参考までに付けさせていただきました。次回は先ほど申し上げましたとおり12/18を予定しておりますので、よろしく願いいたします。